

議案第 5 号

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例(平成 26 年橋本市条例第 73 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 市長は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送サービスの確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成 23 年 3 月 30 日国自旅第 240 号)第 3 条第 1 項に基づき、生活交通確保維持改善計画(以下「確保維持改善計画」という。)の作成に係る協議及び実施に係る連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通形成計画(以下「形成計画」という。)の作成及び実施に係る協議を行ったため、附属機関として橋本市生活交通ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) • (2) 略</li> <li>(3) 確保維持改善計画及び形成計画の策定及び変更の協議に関すること。</li> <li>(4) 確保維持改善計画及び形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。</li> <li>(5) 確保維持改善計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</li> <li>(6) 略</li> </ul> <p>(組織及び委員)</p> <p>第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、市長がこれを委嘱し、又は任命する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 市長は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送サービスの確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通第 240 号)第 2 条第 1 項に基づき、生活交通ネットワーク計画(以下「ネットワーク計画」という。)の規定に基づき、生活交通ネットワーク計画(以下「ネットワーク計画」という。)の作成に係る協議及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整を行うため、附属機関として橋本市生活交通ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) • (2) 略</li> <li>(3) ネットワーク計画の策定及び変更の協議に関すること。</li> <li>(4) ネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関すること。</li> <li>(5) ネットワーク計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</li> <li>(6) 略</li> </ul> <p>(組織及び委員)</p> <p>第 3 条 協議会に委員を置く。</p>

(1) 関係する都道府県又は市町村の職員 (2) 関係する公共交通事業者又は交通施設管理者等 (3) 道路管理者 (4) 地方運輸局 (5) その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に情を通す者等協議会が必要と認める者	2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。  (1) 関係する都道府県又は市町村の職員 (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等 (3) 地方運輸局 (4) その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に情を通す者等協議会が必要と認める者
	(任期) 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
	第5条・第6条 略 (幹事会)
	第7条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため協議会に幹事を置くことができる。 2 幹事会は、第3条に規定する委員のうちから会長が選任する者をもつて構成する。 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し意見を聴くことができる。
	(分科会) 第8条 協議会は、必要に応じて分科会を設置することができます。 2 分科会は、協議会から付議された事項を所掌する。 3 分科会は、第3条に規定する委員のうちから会長が選任する者をもつて構成する。 4 分科会は、必要に応じて関係者を招集し意見を聴くことができる。 5 分科会において協議した事項は、協議会に報告するものとする。
	第9条～第11条 略 (軽微な事項に関する取扱い) 第12条 第2条各号の協議が調った事項についての軽微な事項変更に関する取扱いについては、会長は委員に対し、書面による賛否を求めて
	第7条～第9条 略 (軽微な事項に関する取扱い) 第10条 第2条第1号及び第2号の協議が調った事項についての軽微な事項変更に関する取扱いについては、会長は委員に対し、書面による賛

会議の議決に代えることができる。 (委任) 第 13 条 略	否を求めて会議の議決に代えることができる。 (委任) 第 11 条 略
--------------------------------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
 (委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行の際現に委員である者及びこの条例の施行の日から平成 29 年 6 月 30 日までの間に委員に委嘱され、又は任命される者の任期は、この条例による改正後の橋本市生活交通ネットワーク協議会条例第 4 条の規定にかかるらず、平成 29 年 6 月 30 日までとする。